

相続放棄の申述しんじゆつをされる方へ
「はじめにお読みください」

大阪家庭裁判所

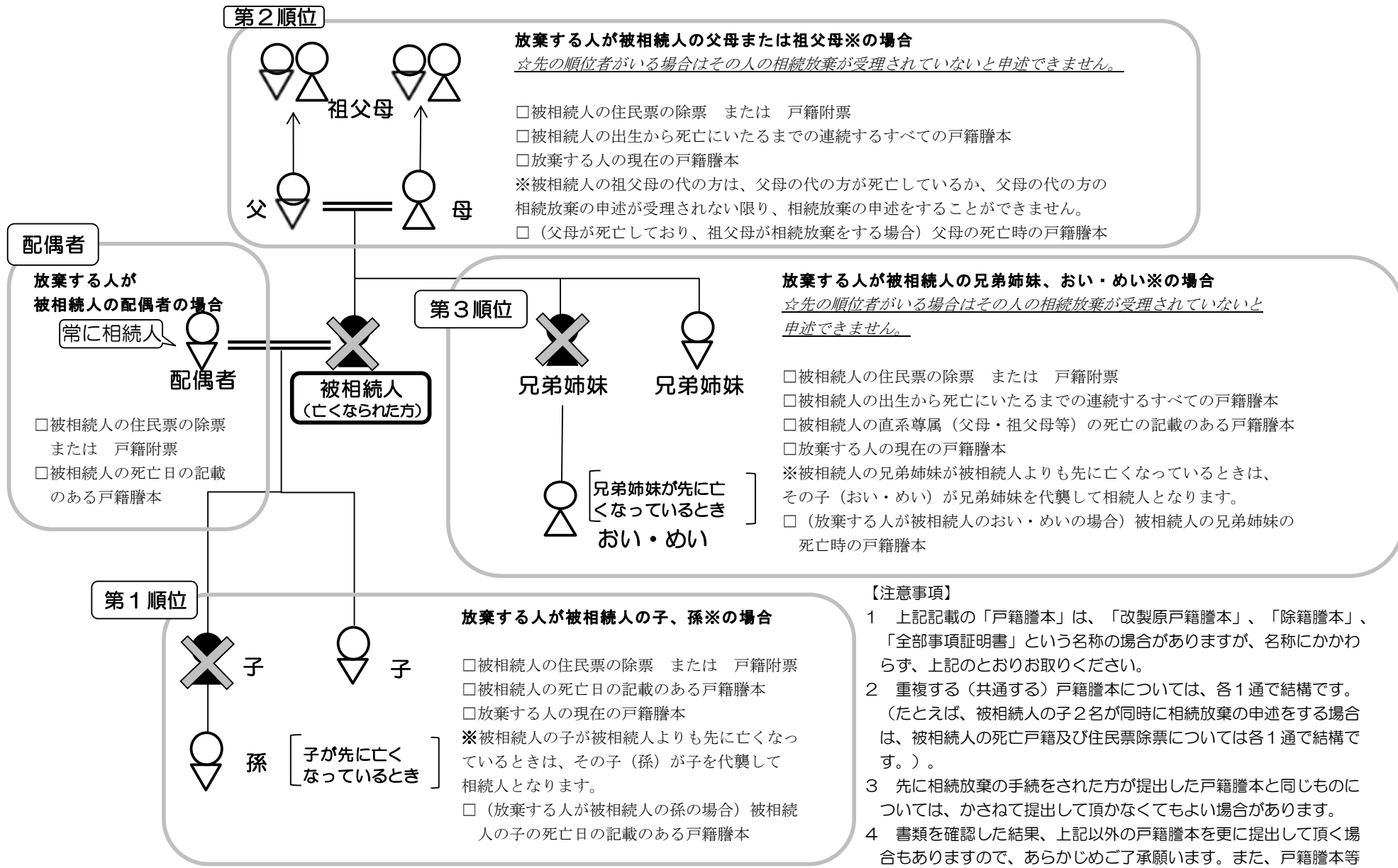
① 相続放棄の^{しんじゅつ}申述とは

亡くなられた方（被相続人）から、
プラスの財産もマイナスの財産も
引き継がないという家庭裁判所への
意思表示のことです。

②必要書類

相続放棄の申述書のほか、亡くなられた方（被相続人）と相続人とのご関係により、提出していただく書類が決まります。

詳しくは次ページの一覧図をご覧ください。



放棄する人が被相続人の父母または祖父母※の場合
 ☆先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申述できません。

- 被相続人の住民票の除票 または 戸籍附票
- 被相続人の出生から死亡にいたるまでの連続するすべての戸籍謄本
- 放棄する人の現在の戸籍謄本
- ※被相続人の祖父母の代の方は、父母の代の方が死亡しているか、父母の代の方の相続放棄の申述が受理されない限り、相続放棄の申述をすることができません。
- (父母が死亡しており、祖父母が相続放棄をする場合) 父母の死亡時の戸籍謄本

放棄する人が被相続人の兄弟姉妹、おい・めい※の場合
 ☆先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申述できません。

- 被相続人の住民票の除票 または 戸籍附票
- 被相続人の出生から死亡にいたるまでの連続するすべての戸籍謄本
- 被相続人の直系尊属 (父母・祖父母等) の死亡の記載のある戸籍謄本
- 放棄する人の現在の戸籍謄本
- ※被相続人の兄弟姉妹が被相続人よりも先に亡くなっているときは、その子 (おい・めい) が兄弟姉妹を代襲して相続人となります。
- (放棄する人が被相続人のおい・めいの場合) 被相続人の兄弟姉妹の死亡時の戸籍謄本

放棄する人が被相続人の子、孫※の場合

- 被相続人の住民票の除票 または 戸籍附票
- 被相続人の死亡日の記載のある戸籍謄本
- 放棄する人の現在の戸籍謄本
- ※被相続人の子が被相続人よりも先に亡くなっているときは、その子 (孫) が子を代襲して相続人となります。
- (放棄する人が被相続人の孫の場合) 被相続人の子の死亡日の記載のある戸籍謄本

- 【注意事項】**
- 1 上記記載の「戸籍謄本」は、「改製原戸籍謄本」、「除籍謄本」、「全部事項証明書」という名称の場合がありますが、名称にかかわらず、上記のとおりお取りください。
 - 2 重複する (共通する) 戸籍謄本については、各1通で結構です。(たとえば、被相続人の子2名が同時に相続放棄の申述をする場合は、被相続人の死亡戸籍及び住民票除票については各1通で結構です。)
 - 3 先に相続放棄の手続をされた方が提出した戸籍謄本と同じものについては、かさねて提出して頂かなくてもよい場合があります。
 - 4 書類を確認した結果、上記以外の戸籍謄本を更に提出して頂く場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、戸籍謄本等に代えて法定相続情報一覧図を提出することもできますが、その場合も必要に応じて、戸籍謄本等の提出をお願いする場合があります。

③申立（申述）先

亡くなられた方の**最後の住民票所在地**を管轄する家庭裁判所です。

住民票除票か戸籍附票を見て、申立先を確認してください。

④申立手数料等

申述人（申立人）1名につき

収入印紙 800円分

郵便切手 110円切手 5枚

が必要です。

⑤ 注意事項

あなたが相続の開始を知った時から
3か月以内に申述する必要があります。

3か月以内に、裁判所に申述書が到着
するように、余裕をもって提出して
ください。

⑥送付先：大阪家庭裁判所

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事受付係」

⑦送付先：大阪家庭裁判所堺支部

〒590-0078

堺市堺区南瓦町2-28

大阪家庭裁判所 堺支部

家事受付係」

⑧送付先：大阪家庭裁判所岸和田支部

〒596-0042

岸和田市加守町4-27-2

大阪家庭裁判所 岸和田支部
受付係」